

## 平成29年「中小企業の賃金事情」

### ●平成29年「中小企業の賃金事情」が発表

東京都では毎年、都内中小企業における賃金等の実態を調査しており、昨年12月18日に平成29年「中小企業の賃金事情」の調査結果が発表されました。

今回は、毎年恒例の企画として中小企業における賃金制度や退職金制度を整備・充実するためのヒントとして、この調査結果についてみていきます。

### ●所定時間内賃金は35万1,957円

平成29年の調査では、毎年の調査項目である「賃金」「賞与」等に、隔年調査項目として「労働時間」「休日・休暇」を加えた調査が実施されました。

調査対象は、平成26年経済センサス-基礎調査結果に基づく名簿データより層別に無作為抽出した都内の従業員数10~299人の中小企業3,500社。調査時点は平成29年7月31日現在、回答率は28.5%です。

それでは、調査結果をみていきます。まず、平成29年7月の全常用労働者(直接雇用される労働者のうち、嘱託・再雇用、臨時工、パートタイマー・アルバイト、病欠者、退職者を除く全従業員)の平均賃金は、所定時間内賃金が35万1,957円、所定時間外賃金が3万4,617円となり、合計で38万6,574円(平均年齢41.9歳、平均勤続年数10.7年)でした。

平成28年の源泉徴収票支払金額から求めた年間給与支払額の平均額は、547万5,097円。企業規模別では「100~299人」規模の企業が所定時間内賃金、所定時間外賃金、年間給与支払額がともに最も高くなっています。

また、年齢別に所定時間内賃金をみると、男性は55~59歳(46万8,423円)、女性は50~54歳(32万8,661円)でピークに達しています。

### ●過去1年間の賞与は92万5,450円

過去1年間(平成28年7月から平成29年6月)に賞与を支給した企業における賞与の平均金額は、29年の夏季一

時金が40万8,978円、28年の年末一時金が42万3,672円、その他賞与が9万2,800円で、合計92万5,450円となりました。企業規模別での支給額の合計は、企業規模が大きいほど高くなっています。

査定等による賞与格差については、「査定を行っていないため格差なし」が20.5%、賞与格差が「10%未満」「10%以上20%未満」がともに30.0%、格差20%未満の企業(査定等実施を含む)が80.5%でした。

集計企業のうち、役付手当を支給する企業は72.3%で、このうち「同一役職の支給額は同じ」とした企業は60.5%、「同一役職でも支給額は異なる」とした企業は31.1%でした。

### ●月間所定外実労働時間は男性で15時間37分

平成29年7月の所定外実労働時間の平均は、男性で15時間37分、女性で8時間34分でした。

産業別にみると、男性で最も多いのは「運輸業、郵便業」の22時間47分、最も少ないのは「医療、福祉」の8時間58分でした。女性で最も多いのは「運輸業、郵便業」の15時間56分、最も少ないのは「建設業」の5時間46分でした。

最近1年間の年次有給休暇の1人当たりの新規付与日数は17.3日、取得日数は9.8日で、取得率(新規付与日数に対する取得日数の割合)は56.9%となっています。

取得率を産業別にみると、最も高かったのが「不動産業、物品賃貸業」(72.1%)で、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」(70.3%)となっています。一方、最も低かったのは「卸売業、小売業」(47.3%)でした。

「中小企業の賃金事情」のより詳しい内容については、産業労働局ホームページ(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/toukei/koyou/chingin/>)より調査結果の全文をご覧ください。なお、資料についてのお問い合わせは、東京都労働相談情報センター事業普及課(03-5211-2248)までお願いします。

## INFORMATION

会員様向け特典・無料

インターネットを使ったオンデマンド型のセミナー配信サービス!

「ネットセミナー」を是非ご利用ください

◆インターネットに接続できるパソコンがあれば24時間いつでも、見たい時に、好きなだけ、受講可能

◆今月のお勧めは、「2018年に向けて、経済の読み方」

~“堅調”な経済の転換点はどこか?~

改元・改憲・消費税10%時代 どうなる日本経済(株式会社双日総合研究所 チーフエコノミスト 吉崎 達彦)

◆サービスのご利用は弊社ホームページ(<http://www.tomin-tmc.co.jp/>)から →「ネットセミナー」